

(2) 就学援助制度（学校給食費）の概要について

生活保護（教育扶助）の他、各自治体が行う要保護・準要保護児童生徒就学援助制度がある。

	生活保護制度	就学援助制度						
援助の内容	<p>○生活保護法 11条 保護の種類は次のとおり 二 教育扶助 13条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われる。 三 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの 32条 教育扶助は、金銭給付によって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達成するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。</p> <p>○昭和38年厚生省告示 第158号 別表第2 教育扶助基準 基準額（月額）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td colspan="2">保護者が負担すべき給食費の額</td> </tr> </table>		小学校	中学校	学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額		<p>○学校教育法 19条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。 ○学校給食法 12条 国は、公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者が学校給食を受ける児童又は生徒の・・・保護者で生活保護法6条2項に規定する要保護者（・・・同法13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、・・・これに要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>----- 要保護・準要保護児童生徒就学援助制度 [要保護児童生徒] 学校教育法に基づき、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者（生活保護法に規定する教育扶助を受けていない保護者）に対して、市町村は学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等必要な援助を行う。 [準要保護児童生徒] 市町村教育委員会が、要保護に準ずる程度に困窮していると認める児童生徒の保護者に対して、市町村は学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等必要な援助を行う。</p> <p>----- ○要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領（昭和39年文部省初等中等教育局長、体育局長通知） 7 給付すべき額は次の方法により算定すること。 (6) 学校給食費 学校給食費として徴収される実費を対象として給与すること。</p>
	小学校	中学校						
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額							
援助の方法	<p>○生活保護法 32条2項 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。</p>							

学校給食費の学校長への直接交付（代理受領について）

<p>生活保護法の教育扶助</p>	<p>○生活保護法 32条2項 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。 ○教育扶助給食費の支給について（昭和45年3月10日付保護第180号） 教育扶助の交付については、法32条2項により、学校長渡しを認めているところであるが、被保護者以外の者に対する交付は、特別な事情があるための保護の目的が達しがたいものについてのみ行う取扱いであるから、被保護者の自己責任を助長するためにも全世帯について一律に給食費を学校長渡しとする取扱いは適当な措置とは認めがたいものであること。</p>
<p>要保護・準要保護児童生徒就学援助</p>	<p>○要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領（昭和39年文部省初等中等教育局長、体育局長通知） 「学校長が、保護者の代理者として給付費を取り扱う場合は、必ず委任状を作成すること。」「保護者の委任を受けて給与費を取り扱う学校長は、給与事務の完了後すみやかに委任事務の終了したことを保護者に連絡すること。」 ※各自治体において、金銭給付をせずに給食の現物給付を行う場合や給食費の減額等を行う場合は、委任状を作成する必要はない（平成29年10月19日付29文科初第984号）。</p>